

西欧中世文書の史料論的研究：平成21年度研究成果 年次報告書

岡崎, 敦
九州大学大学院人文科学研究院：助教授

ディルケンス, アラン
ブリュッセル自由大学：教授

丹下, 栄
下関市立大学経済学部：教授

大浜, 聖香子
九州大学大学院人文科学府：大学院生

他

<https://hdl.handle.net/2324/1932628>

出版情報：2010-03
バージョン：
権利関係：

アラン・ディルケンス教授講演会、研究会に寄せて

岡崎敦

ここでは、2月28日、および3月1日に、九州大学において開催された二つの講演会、研究会での議論の様子を紹介しながら、今回の招聘の意義をあらためて検討したい。

2月28日は、坂上康俊教授が主宰される「東アジア文書論」共同研究との共催で研究会が開催された。まず、ディルケンス教授による「司教カピチュラリア」をテーマとする研究報告が行われたのち、坂上教授による質問とコメントがなされた。坂上教授による長大な質疑を、教授の了解を得て、翻訳者の岡崎が以下のようにまとめ直して提示した。

第一は、史料類型としてのカピチュラリアに関する問題系である。「教会としての国家」という体制において、文官に相当する役割は司教を要とする教会制度が担っており、同時に、カロリング帝国が、教会を通じてローマ的な国家＝公観念を継承したのであれば、司教カピチュラリアが国王カピチュラリアとの間に類似性を持つのは当然といえる。この際、以下のような質問が提起される。第一には、カピチュラリアという形式自体が、ローマ的な「公観念」を表現するといえるのか。第二に、二種類のカピチュラリアには系譜関係はあるのか。司教カピチュラリアは、国王のカピチュラリアに先行するのか。第三に、なぜカピチュラリアは、カロリング期にしかないのか、これは伝来上の問題なのか。最後に、伯をはじめとする俗権に関して、同様な史料がないとすれば、どのようにして法や規定を伝達したのか。日本においても、宗教施設の大量史料保存に対して、国家行政が残した史料はごく僅かであるが、これは史料伝来の問題と考えられている。より広く言えば、ローマ帝国行政の実務知識は、その後どのように伝達されたのか。

第二は、東アジアとの比較である。ここでは、独自の法テキストシステムが存在した。まず基礎となる法典があり、ついでそれを修正する個別処置が施される。これらは、発給者等の個別情報を削除したかたちで、法集成として編纂されるが、法的な効力を持つ公式のものとみなされる。同様に、現場においても、マニュアルとして機能する私的な集成が編纂された。宗教規律に関しては、東アジアでは、世俗法と宗教規律が相互に関わることはありえない。

最後に、司教カピチュラリアについてである。この形式が、本質的に国家のもとで交付される法、あるいは法的処置ならば、重要なのは、その法的性格であって、著者のカテゴリーではないように思える。また、日本や中国では、中央の法制とは別に、「郷土法」という現場での徴税や儀礼慣行が存在し、その施行は現場の役人の裁量に任せられていたが、司教カピチュラリアは、この種の現場での施行規則なのか。ちなみに、日本では、この種の施行細則は、条項ごとにまとめられ、現場の役人がマニュアルとして保持したらしい。

これらの質問に対して、ディルケンス教授は、おおよそ以下のように答えられた。カロリング期の国家と教会は、いわば合体していたのであって、二つの領域が別個に実在して、相互に協力したり、影響を及ぼし合っていたのではない。伯をはじめとする俗権について、これらの史料が伝来していないのは、俗人の世界には文字行政が浸透していなかったからであると考えられる。カピチュラリアという形式に関しては、本来個別の条項の集合体の意であって、これ自体非常に多様な諸起源を有するものを、カロリング王権があるかたちに方向付けた結果であり、司教カピチュラリアと国王カピチュラリアとの影響、系譜関係を論ずることはできない。カロリング期とローマとの距離は実は遠く、後者はいわばシェーマとしてあったにすぎない。カロリング期の公観念は、司教や修道院長たちのイニシアティブにより、重畳する諸権威を監査しなおすことで構築された。司教カピ

チュラリアの有効性の根拠はといえば、やはり、それを交付した司教権威にあると思われる。ただし、個々のカピチュラリアの現実については、検討すべき問題が多い。現在伝来するテキストがどのような処理を受けているのかは、各カピチュラリアの使用実態を反映するともいえる。たとえば、司教自身が編纂した集成のなかに位置づけられていれば、公的な性格を推定することもできる。実は、カピチュラリアの史料刊行は、大変大きな問題を提起している。発給者を持つ法令でありながら、教会会議議決としての性格も持ち合わせている上、伝来の特異性という問題もあって、どのようなカテゴリーのもとに、どのような手続きで刊行すべきか自体が自明ではない。現実には、多様な要因の混交や多様性が存在している。史料テキストの提示にしても、かつてのような理想的テキストの復元（創造）ではなく、個別の状況への関心が高まっていることも、問題を複雑にしている。

3月1日は、メロヴィング朝の2人の王についての報告が行われた。この報告に関しては、ここで再録した報告原稿に加えて、最近発見された印章母型をめぐる非常に興味深い議論が口頭で提示されたことを紹介せねばならない。

問題の印章母型は、10年程前にイングランドで発見されたアングロ＝サクソン時代の純金製の両面印章母型で、好事家の金属探知機で偶然発見されたため、来歴が不明である。バティルドという銘文は、アングロ＝サクソンの王族から、フランク王クロヴィス2世に嫁いだ同名の王妃を想起させるとともに、表面に造形された正面を向いた人物の肖像は、メロヴィング王印璽図像と類似している。これに対して裏面の図像の解釈は謎に満ちている。中央上部の十字架を挟んで、男女が向き合う構図からは、なんらかの性的含意が感じられるが、これがキリスト教的な結婚を表現するのか、あるいはむしろ強姦のシーンなのか、不明である。しかしながら、最大の問題は、この印章母型の真偽である。物質的な成分分析等からは、中世初期の製造を疑う可能性は排除されているが、この印璽母型の持ち主やその出現の歴史的文脈（南からの印章慣行導入と北での発見）、図像の意味（王権やキリスト教化との関係、貨幣図像との類似など）等については、検討課題があまりにも多い。ディルケンス教授は、現時点で決定的な答えは自分にもないと断りながらも、このような個別事例の判定のために、一般的方法論をどのように構築するかが重要であり、その際、さまざまな要因や可能性に思いを巡らすこともまた、歴史学の愉しみの一つであると強調された。学問的にコントロールされた想像力こそ、史料論をささえる場の一つである。

2種類計3回の講演会、研究会を通して、ディルケンス教授が示されたのは、西欧中世史研究の伝統と革新の調和であるとの感を深くしている。一方で、長い伝統を誇る史料学の緻密な体系への配慮が誠実に維持されているとともに、史料の伝来、機能、類型、史料刊行などの史料論の最前線への関心もおろそかにされていない。さらに、ディルケンス教授においては、ベルギー学界の特徴ともいえるべき各国学界への広範な目配り、そしてなにより考古学や美術史学への深い知識と造詣が、独特の学風を形作っているように見える。西洋中世学研究の奥行きの高さの一端を感じていただく機会の一つともなるとすれば、望外の幸せである。

最後に、ディルケンス教授招聘は、森本芳樹先生が九州の地で外国人研究者に應對された最後の機会となったことを付け加えておきたい。森本先生は、長く欧米との学術協力に尽くされたが、とりわけ九州への外国人研究者の招聘には、多大な労力と事前の準備を払われた。単なるご高説の拝聴ではない、真摯な学問の場としての学術交流を発展させることが後進のつとめである。